

令和3年度

第1回江別市国民健康保険運営協議会

日時：令和3年12月20日（月）

18時30分～

場所：江別市民会館37号室

《 会 議 次 第 》

1 報 告 事 項

- (1) 令和3年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- (2) 令和4年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について
- (3) 令和4年度国民健康保険事業費納付金概算額について
- (4) 国民健康保険一部負担金の免除等に係る取扱いの変更について
- (5) 国民健康保険条例の一部改正について（出産育児一時金の見直し）
- (6) オンライン資格確認について

2 そ の 他

■ 報告事項（１）令和３年度江別市国民健康保険特別会計決算見込み及び
報告事項（２）令和４年度予算見込みについて

単位：千円

行 番 号	歳 入	令和2年度 決算額	令和3年度			令和4年度 予算見込額 C	予算 増減 C-A	令和3年度決算 見込みとの差額 C-B
			予算額(当初) A	予算額 (補正後)	決算見込額 B			
1	国民健康保険税	1,946,715	1,903,888	1,903,888	1,990,010	1,905,365	1,477	△ 84,645
2	一般被保険者分	1,946,388	1,903,572	1,903,572	1,989,629	1,905,037	1,465	△ 84,592
3	退職被保険者分	327	316	316	381	328	12	△ 53
4	国庫支出金	61,636	1	1	0	1	0	1
5	道支出金	8,836,775	9,167,383	9,167,717	9,079,249	9,242,131	74,748	162,882
6	一般会計繰入金	1,000,150	1,039,190	1,039,190	1,022,418	1,049,098	9,908	26,680
7	基金繰入金	111,568	138,762	138,762	138,762	0	△ 138,762	△ 138,762
8	繰越金	166,734	1	119,192	119,192	1	0	△ 119,191
9	その他の収入	67,222	30,775	30,775	67,221	30,754	△ 21	△ 36,467
10	歳入合計	12,190,800	12,280,000	12,399,525	12,416,852	12,227,350	△ 52,650	△ 189,502
11	※ 《参考》 精算要素	△ 277,800			△ 257,954	△ 1		
12	実質収入	11,913,000			12,158,898	12,227,349		68,451

行 番 号	歳 出	令和2年度 決算額	令和3年度			令和4年度 予算見込額 C	予算 増減 C-A	令和3年度決算 見込みとの差額 C-B
			予算額(当初) A	予算額 (補正後)	決算見込額 B			
13	総務費	76,872	86,761	86,761	80,264	84,810	△ 1,951	4,546
14	保険給付費	8,623,412	8,971,952	8,971,952	8,900,335	9,056,000	84,048	155,665
15	国民健康保険事業費 納付金	3,066,104	3,063,487	3,063,487	3,063,486	3,085,406	21,919	21,920
16	共同事業拠出金	2	3	3	2	3	0	1
17	財政安定化基金拠出 金	9	4	4	3	0	△ 4	△ 3
18	保健事業費	115,224	137,989	137,989	121,510	137,068	△ 921	15,558
19	基金積立金	128,195	761	120,286	119,535	742	△ 19	△ 118,793
20	その他の支出	61,790	19,043	19,043	6,491	17,066	△ 1,977	10,575
21	歳出合計	12,071,608	12,280,000	12,399,525	12,291,626	12,381,095	101,095	89,469
22	※ 《参考》 精算要素	△ 166,756			△ 119,535	△ 742		
23	実質支出	11,904,852			12,172,091	12,380,353		208,262

24	歳入歳出差引	119,192	0	0	125,226	△ 153,745	△ 153,745	△ 278,971
25	単年度実質収支	△ 30,915			△ 13,193	△ 153,004		△ 139,811
26	基金残高	760,293			741,066	741,808		742
27	精算要素を除いた収支	8,148			△ 13,193	△ 153,004		△ 139,811

※交付金や納付金の前年度・前々年度の返還や追加交付等の精算金

※赤字及び黒字要素である繰越金、基金積立金、基金繰入金

■ 報告事項（２）令和４年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について

（１）基本方針

- 広域化（都道府県単位化）に伴う国民健康保険財政の健全性確保
- 医療費適正化への取組み
- 収納対策の推進
- 一般会計繰入金の確保
- 保健事業の推進
- 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上の取組み

（２）基本的事項

○被保険者数

過去の変動及び直近の資格の得喪状況などを勘案して積算

	R2 年度実績	R3 年度見込	R4 年度積算	増減率
一般被保険者数	24,618 人	24,335 人	24,055 人	1.2%減

※被保険者数はそれぞれ年度平均

※退職被保険者数は令和２年度から０人

○国民健康保険税現年度分収納率見込み

過去３ヵ年実績の平均を令和３年度、令和４年度に見込んで積算

	R2 年度実績	R3 年度見込	R4 年度積算
基礎課税分	97.6%	97.3%	97.3%
後期支援分	97.6%	97.4%	97.4%
介護分	96.3%	95.9%	95.9%
計	97.5%	97.3%	97.3%

○保険給付費

北海道が積算した結果を参考に過去の医療費動向や直近の状況などから積算

	R2 年度実績	R3 年度見込	R4 年度積算	増減率
保険給付費	8,623,412 千円	8,900,335 千円	9,056,000 千円	1.7%増

○国民健康保険事業費納付金

北海道が積算し、市町村に通知

	R2 年度	R3 年度	R4 年度(概算額)	増減率
納付金	3,066,104 千円	3,063,486 千円	3,085,406 千円	0.7%増

令和4年度国民健康保険事業費納付金概算額について

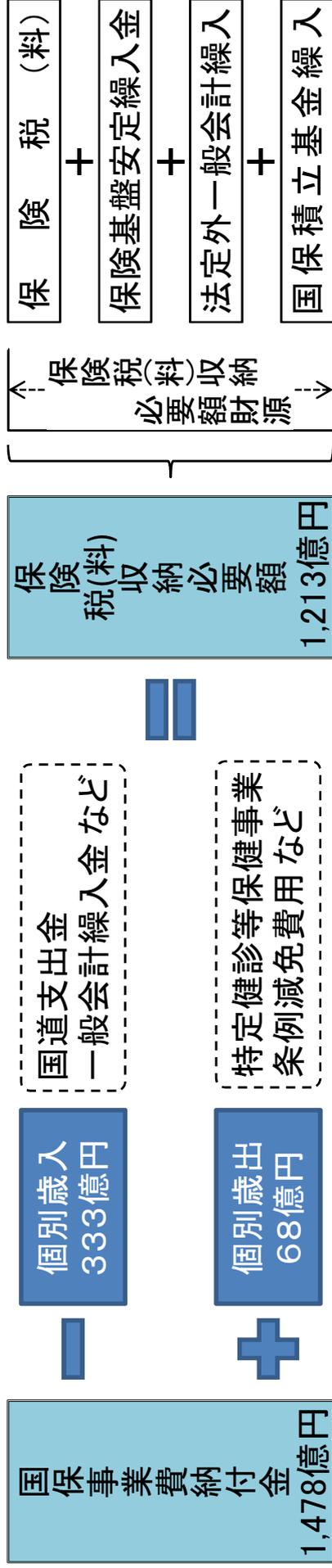
概算納付金（一般被保険者分）の算定

- 北海道は北海道国民健康保険運営方針に基づく算定方法により、全国平均医療費、後期高齢者支援金や介護納付金負担見込額など国が示す仮係数を基に概算納付金を算定し、北海道及び市町村はこの額に基づき、令和4年度予算を編成
- 国の予算案が決まり係数が確定後、北海道は確定納付金を算定し、北海道及び市町村は確定額を予算措置

北海道国保特別会計（一般被保険者保険給付費等）

保険給付費等（後期高齢者支援金、介護納付金など） 4,684億円				
激変緩和措置(国調交4億円)	国調整交付金 317億円 7%	道調整交付金等 206億円 4%	定率国庫負担金 903億円 19%	高額共同事業 102億円 2%
国保事業費納付金 1,478億円 32%				前期高齢者交付金 1,678億円 36%

市町村国保特別会計（一般被保険者分）



江別市国保事業費納付金概算額と保険税収納必要額

(一般被保険者分、単位：千円)

国保事業費納付金 a	個別歳入 個別歳出 b	保険税収 納必要額 a-b=c	比較		現行税率			収納不足 見込額 f-c
			賦課総額 d	収納率 e	収納見込額 d*e=f	↑		
3,085,404	624,385	2,461,019	2,369,839	96.87%	2,295,663		△165,356	

※ 個別歳入歳出は、現時点での令和4年度見込額を積算

※ 保険税収納必要額及び賦課総額は、法定軽減適用前かつ保険基金安定繰入金は全額収納で積算

【参考】前年度比較 (一般被保険者分、単位：千円)

	令和3年度 (確定額)	令和4年度 (概算額)	増減	増減率
納付金	3,063,485	3,085,404	21,919	0.7%
被保険者数	24,204	23,697	△ 507	△ 2.1%
1人当たり負担額	127	130	3	2.3%

■ 国民健康保険一部負担金の免除等に係る取扱いの変更について

1 変更理由

一部負担金減免制度は、国民健康保険法第44条の規定に基づき、一時的に収入が減少し、著しく生活が困窮するなど特別な理由がある場合に、被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費について、減免等ができるもので、その取扱いについては、国の通知に基づき、各保険者が関係規則や要領等で基準を定めて運用してきたところである。

北海道では国保制度の都道府県単位化に当たり、事務の標準化や給付の均衡化を進めており、一部負担金の取扱いについても、標準例が示されたところである。

当市においても、現行の取扱要領を廃止し、北海道の標準例に準じて関係規則を改正するほか、新たに取扱要綱を制定したものである。

2 変更前後の比較

項目	改正後（北海道の標準例）	変更前（現行）
①免除対象となる事由	下記の理由により収入が減少するなどした場合 (1) 干ばつ等による農作物の不作 (2) 震災等の災害により死亡、障害者となった (3) 事業の休廃止や失業等 (4) その他上記に類する事由	
②対象診療	入院のみ	
③免除等の区分	免除・猶予	免除・減額・猶予
④収入減少基準	申請月以降3か月と前年同時期の3か月の月額平均を比較し減少している場合	下記の収入月額と比較で判断
⑤免除となる収入月額	申請月の収入月額が生活保護基準額以下	直近の月収額又は過去3か月の平均月収額が「生活保護基準額＋35,400円」以下
⑥免除となる預貯金額	生活保護基準額の3か月以下	
⑦支給期間	原則3か月（さらに必要な場合は、新たに申請審査）	原則3か月（超える場合は、3か月以内を限度）
⑧支払方法	償還払可（要件あり）	償還払不可

3 施行期日

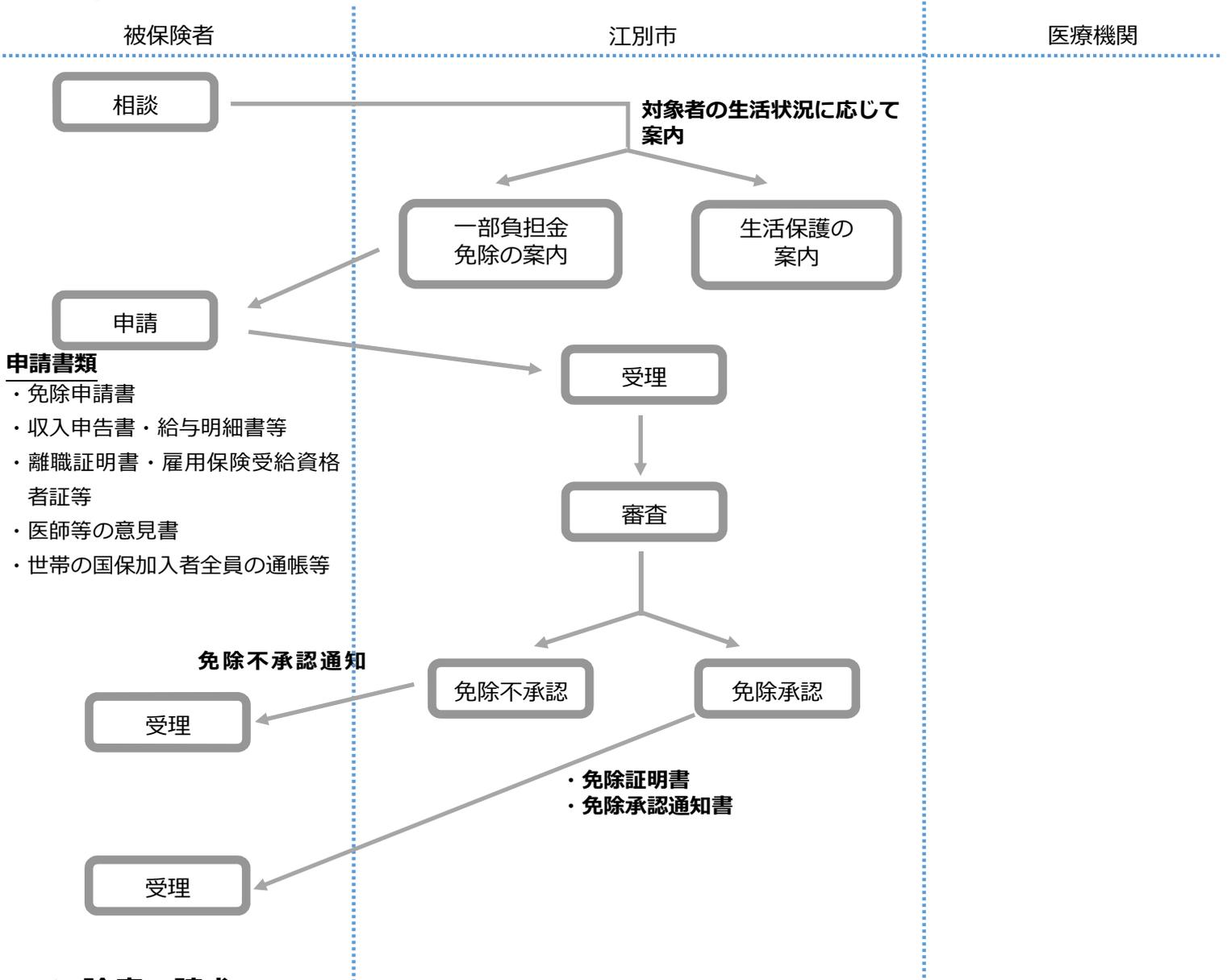
令和4年4月1日から施行する。

＜参考：過年度実績（過去5年間）＞

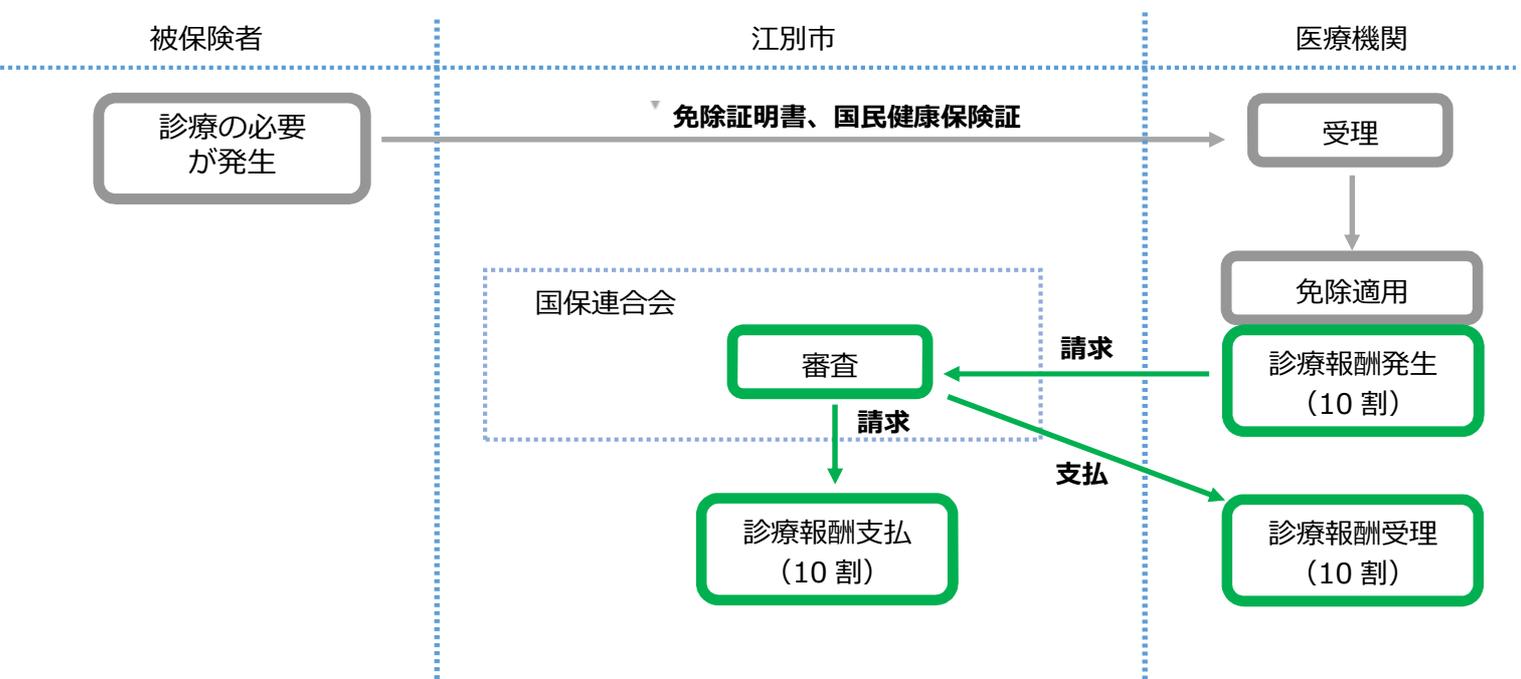
年度	件数	区分
平成28年度	1件	免除
平成29年度	0件	
平成30年度	0件	
令和元年度	1件	免除
令和2年度	0件	

一部負担金免除の標準例 フロー図

1.申請



2.診療・請求



■ 国民健康保険条例の一部改正について（出産育児一時金の見直し）

令和3年第4回江別市議会定例会初日（令和3年11月25日）議決

1 改正理由

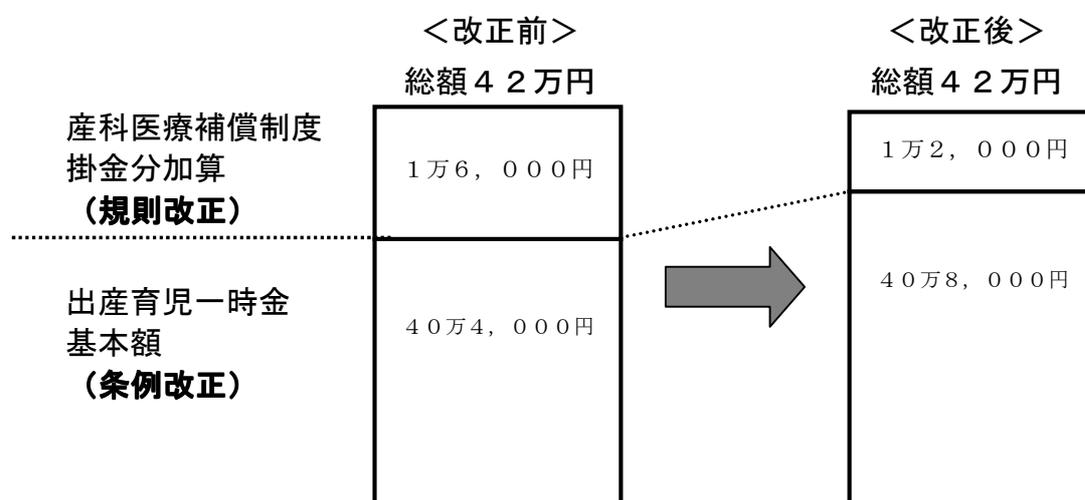
現在、国保の被保険者が出産した際、出産育児一時金として404,000円を支給し、産科医療補償制度に加入する分娩機関等で出産した場合、当該制度の掛金分として16,000円を加算し、総額420,000円を支給しているところである。

先般、国の社会保障審議会医療保険部会において、当該制度が見直され、令和4年1月1日から掛金が16,000円から12,000円に引き下げられること、また、当部会の議論の整理において、少子化対策としての重要性に鑑み、制度対象となる場合の総額を420,000円に維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金を404,000万円から408,000円に引き上げることで、総額を維持することになったものである。

当市においても、当該制度の見直しや政令の一部改正に合わせて、国民健康保険条例及び国民健康保険事業規則について、所要の改正を行う。

2 改正内容

国民健康保険条例第5条第1項及び国民健康保険事業規則第10条第2項に定める額を次のように改める。



3 施行期日

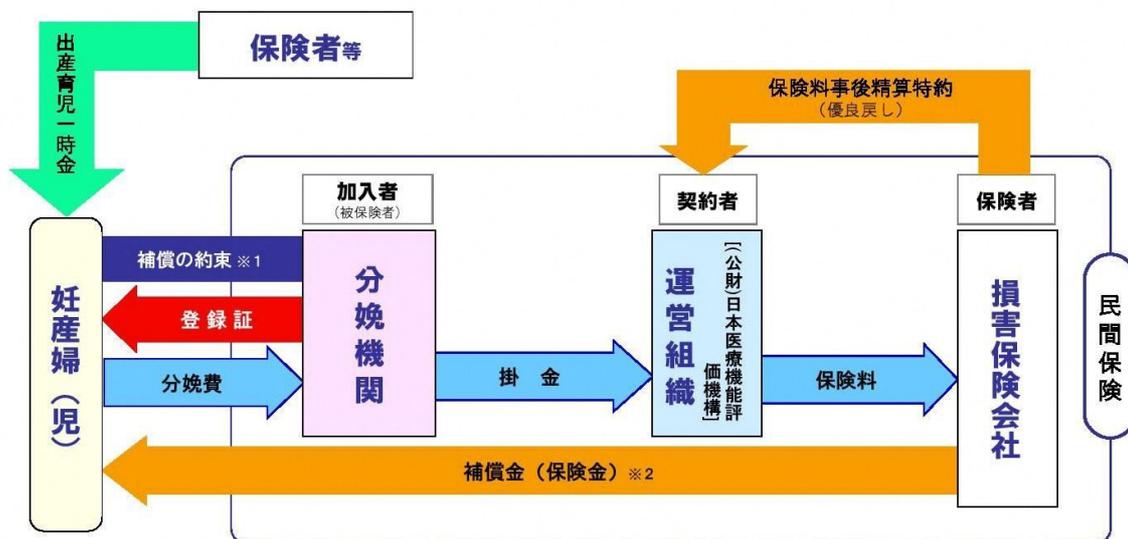
令和4年1月1日から施行する。

4 経過措置

条例の施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、従前のおりとする。

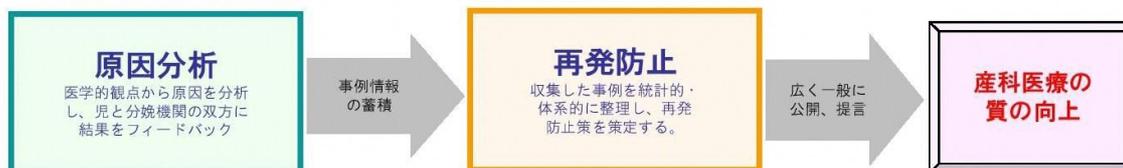
《参考：産科医療補償制度の概要》

分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を速やかに補償することなどを目的に、1件当たり3,000万円の補償金を支払う制度で、平成21年1月から適用が開始されている。本制度の運営は、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う。



※1：運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償を約束
 ※2：運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が加入分娩機関の代わりに損害保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として支払われる

<原因分析・再発防止の機能>



※厚生労働省ホームページから引用

《参考：産科医療補償制度創設後の出産育児一時金に係る支給額の推移》

	平成21年1月～	平成21年10月～	平成27年1月～ (現行)	改正後 (令和4年1月～)
《基礎額》 出産育児一時金 【条例に規定】	350,000円	390,000円	404,000円	408,000円
《加算額》 産科医療補償制度 の掛金分 【規則に規定】	30,000円	30,000円	16,000円	12,000円
《総額》	380,000円	420,000円	420,000円	420,000円

議案第 57 号

江別市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

江別市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 月 25 日提出

江別市長 三 好 昇

江別市国民健康保険条例の一部を改正する条例

江別市国民健康保険条例（昭和 45 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 4,000 円」を「40 万 8,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

どうやって使うの?

スツと置いてピツと認証!

とっても簡単!

受付

7つのポイント

POINT1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。

POINT2 自身の健康管理に役立つ!

マイポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

POINT3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。

また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

POINT4 手続きなしで限度額を超え、一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

POINT5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

POINT6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

POINT7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

POINT1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。

※顔写真は機器に保存されません。

POINT2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

POINT3 利用申込はカンタン!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナンバー*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からお知らせを受け取ることができる専用サイトのです。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナンバー*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。

マイポータルはスマホからでも申込できます!

ここをクリック!

POINT4 マイナンバー(12桁の数字)は使いません!

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、要診歴や薬剤情報などの個人情報も記録されません。

※内閣府・総務省・厚生労働省作成の広報用リーフレットから抜粋